附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。

（電波法の一部改正）

第二条　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の十一第一項中「及び第百三条の二第三十七項」を削る。

第百三条の二中第二十五項から第四十一項までを削り、第四十二項を第二十五項とし、第四十三項を第二十六項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第四十五項を同条第二十八項とする。

（電波法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三条の二第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしている電波利用料（電波法第百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。）の納付については、なお従前の例による。

（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正）

第四条　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四十五項」を「第二十八項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロ中「同条第五項ただし書及び」を「同条第五項ただし書」に、「の規定による手数料」を「並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第三条第一項及び第四条の規定によるもの」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第六条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

第二条第二項	及びデジタル庁	、デジタル庁及び復興庁
	及び各省	、復興庁及び各省
第十四条	又は各省	、復興庁又は各省
	又は省令	、復興庁令又は省令
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）		

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一
経済産業大臣　萩生田光一